



団体交渉で回答した内容と 違う運用がされる！



大地申第12号「2025年3月ダイヤ改正について」の申し入れ議論内容

<浦和統括センター乗務ユニット> (北オフィス・車掌)

7項：「遠方在住者が休日後に出勤時間が早く自宅から公共交通機関を利用して通勤が出来ない行路がある事から交番順序表を示すこと。また、乗務割交番作成規程に基づき単独日勤の出勤時間を8時30分以降とすること」の中で以下の回答を受けました。

会社：「今回改正をするにあたり、大きく劇的にというところではないものの、その考えに基づき少しでも出勤時間を繰り下げるという事で、調整はさせて頂いているところでございます。」

508行路現行6：44のところ改正後は6：54実質10分時間が落ちている。

509行路現行6：46のところ改正後は6：56こちらも10分時間が落ちている。

510行路現行6：56のところ改正後は7：06こちらも10分時間が落ちている。

511行路現行7：06のところ改正後は7：47という事で41分繰り下がっている。

という事で今回の改正で調整させて頂いたという所でございます。(更衣時間含む)

組合：7：30以降に喰いこんだのは511行路のみか？

会社：はい。実際に7：30以降となったのは511行路のみということになる。

実例で遠方者の組合員Aさんが職場に一番早く到着できる時間は7：18でした。南浦和駅から職場への徒歩時間が10分なので7：28の出勤には間に合いません。会社の回答通り、511行路が7：47(更衣時間含む)の出勤時間であれば、自宅から通勤出来る行路が増え、一部の改善を確認できます。

※自宅から通えない506～510行路は今後のダイヤ改正での課題と認識一致させ、団体交渉は終了しました。

しかし実際には2025年3月15日のダイヤ改正以降、 511行路の出勤時間は7：28で運用されている！

事実と違う回答を行い、労働組合に納得感を持たせ団体交渉を終わらせた今回の事象は、

労働協約
第1条の

『信義誠実の原則』を逸脱した許されない事態だ！！

「大地申第19号 労働協約第1条『信義誠実の原則』に基づき、
大地申第12号『2025年3月ダイヤ改正について』の団体交渉回答の履行を求める申し入れ」を2025年4月21日に申し入れました。

なので…

以下の項目を大宮支社と団体交渉を通じて問題解決を目指します。

1. 浦和統括センター乗務ユニット北オフィスの「511行路の出勤時間が7時47分となり7時30分以降の出勤に改善された」と事実と違う回答を行った経過と認識を明らかにすること。
2. このままでは不誠実団交となることから団体交渉回答通り、511行路の出勤時間を7時47分とし、遠方在住者が休日の翌日でも自宅から出勤出来るようにすること。

当たり前なんだけど…、会社は団体交渉をしっかりやるべきだ！